

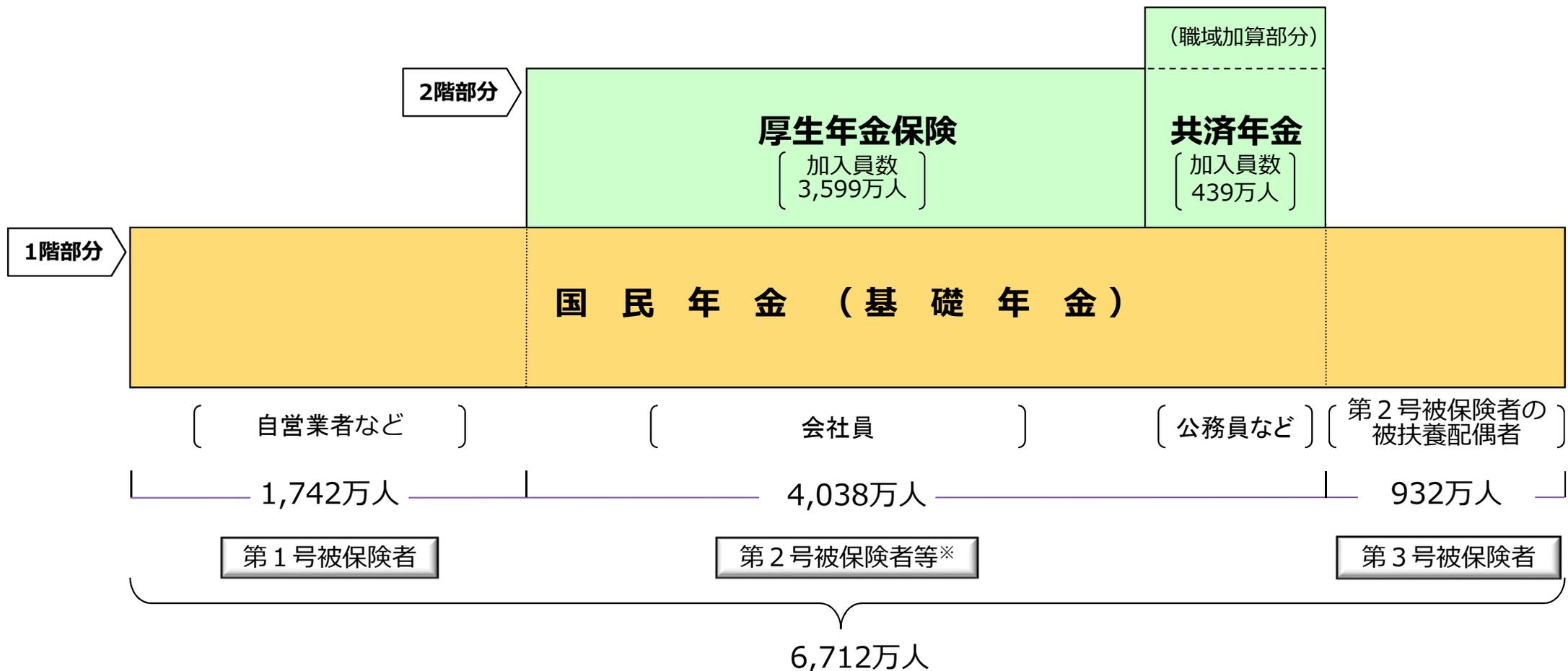
## 国民年金制度及び業務の概要について

○ 公的年金制度の仕組み	1
○ 国民年金の被保険者について	2
○ 国民年金の被保険者数の推移	3
○ 国民年金保険料について	4
○ 国民年金保険料額の変遷	5
○ 国民年金保険料免除・納付猶予制度等の概要	6
○ 学生納付特例制度の概要	7
○ 国民年金保険料免除・納付猶予制度等の利用状況	8
○ 年金業務の実施体制	9
○ 国民年金適用徴収に関する事務処理の内容	10
○ 法定受託事務の主な内容	13
○ 協力・連携事務の主な内容	15
○ 国民年金保険料の納付方法、納付場所	16

# 公的年金制度の仕組み

- ◆公的年金制度は、加齢などによる稼得能力の減退・喪失に備えるための**社会保険**。（防貧機能）
- ◆現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、**基礎年金**の給付を受ける。（1階部分）
- ◆会社員や公務員は、これに加え、**厚生年金や共済年金**に加入し、基礎年金の上乗せとして所得比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成27年3月末）

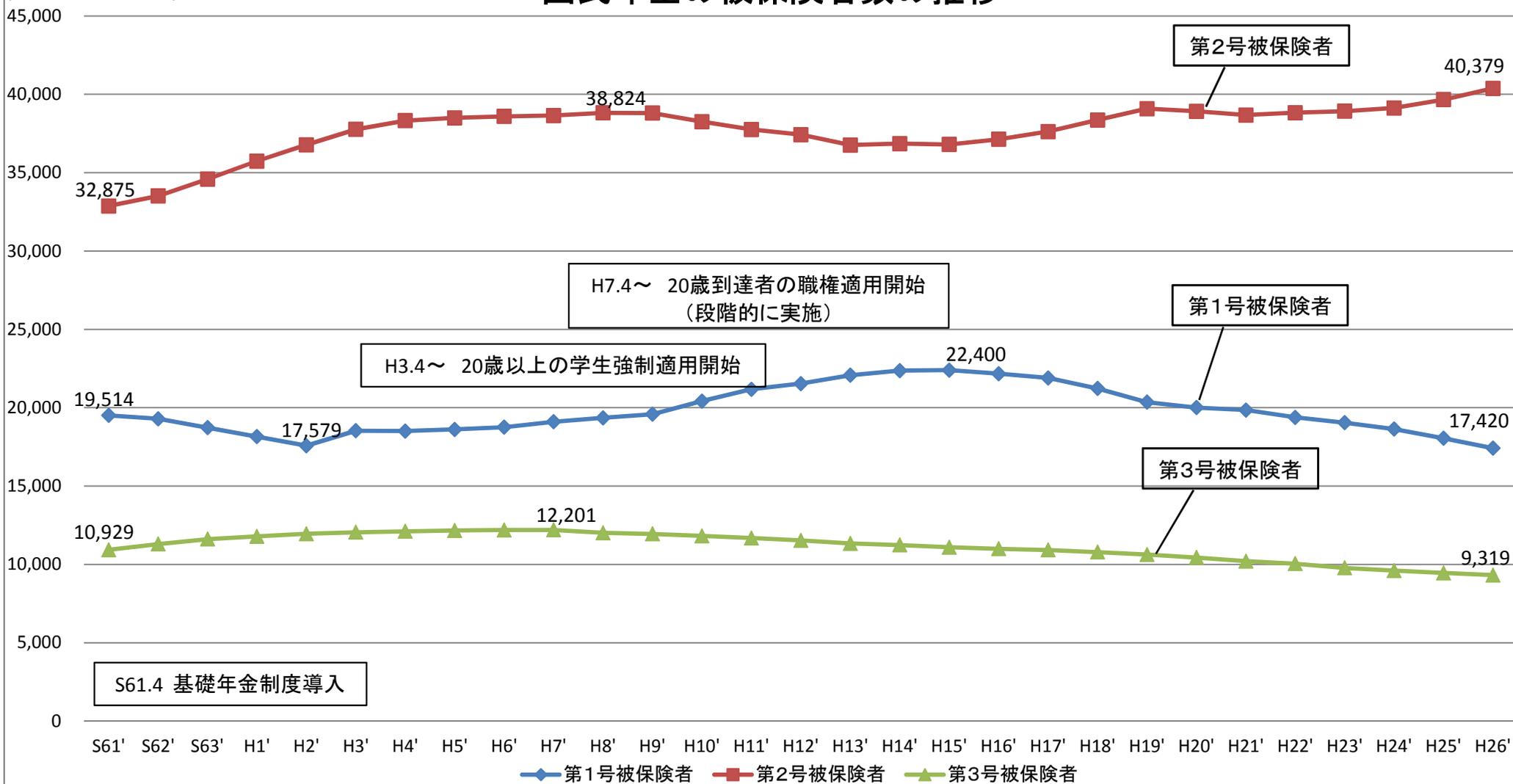


## 国民年金の被保険者について

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<p>○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等</p>	<p>○ 民間サラリーマン、公務員</p>	<p>○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者</p>
<p>○ 保険料は定額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年4月現在 月15,590円</li> <li>・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定</li> </ul> <p>※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<p>○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年9月 17.474%</li> <li>(平成27年9月 17.828%)</li> <li>・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年9月以降18.30%で固定</li> </ul> <p>○ 労使折半で保険料を負担</p>	<p>○ 被保険者本人は負担を要しない</p> <p>○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担</p>

# 国民年金の被保険者数の推移

(年度末現在、単位:千人)



# 国民年金保険料について

- 国民年金保険料は所得等に関わらず1人1月定額(平成27年度:15,590円)とされている。
  - ※ 保険料額は、平成16年の制度改正により、平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられ、最終的に16,900円で固定されることとなっている。(実際に賦課される保険料額は、平成16年度の価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。)
- 保険料の納付義務者は、被用者年金の被保険者及びその配偶者を除く日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての者(第1号被保険者:自営業者、農林漁業者、短時間労働者、無職、学生など)。
- 被保険者の属する世帯の世帯主及び配偶者は連帯して納付義務を負う。

## 【保険料の納付】

- 次のいずれかの方法により納付。
  - ①納付書(金融機関、コンビニで取扱い)
  - ②口座振替
  - ③クレジットカード
  - ④電子納付(ペイジー)
- 納付書及び口座振替による納付には、一定期間(1ヶ月、6ヶ月、1年、2年(H26.4~))の保険料をまとめて納付することにより、保険料が割引となる「前納制度」がある。
  - (例)1年前納(口座振替)→割引額(年額):3,920円(平成27年度)

## 【保険料の免除・猶予】

- 生活保護法の生活扶助・障害年金受給者は、届出により保険料が免除となる。〔法定免除〕
- 本人及び配偶者、世帯主の前年所得が基準以下である場合は、本人の申請により、保険料の全額、4分の3、2分の1又は4分の1の納付が免除される。〔申請免除〕
- 30歳未満の若年者、学生などで所得のない者は、本人の申請により、保険料が猶予される。〔若年者納付猶予・学生納付特例〕

※ 市町村から所得情報を入手し、免除や猶予に該当すると考えられる未納者に申請等の勧奨を実施。

# 国民年金保険料額の変遷

保険料を納付する月分	定 額		付加保険料	半額免除 (H14.4～)	4分の1 納付 (H18.7～)	4分の3 納付 (H18.7～)		
	35 歳未満	35 歳以上						
昭和36 年4 月～昭和41 年12 月	¥100	¥150						
昭和42 年1 月～昭和43 年12 月	¥200	¥250						
昭和44 年1 月～昭和45 年6 月	¥250	¥300						
昭和45 年7 月～昭和47 年6 月	¥450		¥350(10 月から)					
昭和47 年7 月～昭和48 年12 月	¥550		¥350					
昭和49 年1 月～昭和49 年12 月	¥900		¥400					
昭和50 年1 月～昭和51 年3 月	¥1,100		¥400					
昭和51 年4 月～昭和52 年3 月	¥1,400		¥400					
昭和52 年4 月～昭和53 年3 月	¥2,200		¥400					
昭和53 年4 月～昭和54 年3 月	¥2,730		¥400					
昭和54 年4 月～昭和55 年3 月	¥3,300		¥400					
昭和55 年4 月～昭和56 年3 月	¥3,770		¥400					
昭和56 年4 月～昭和57 年3 月	¥4,500		¥400					
昭和57 年4 月～昭和58 年3 月	¥5,220		¥400					
昭和58 年4 月～昭和59 年3 月	¥5,830		¥400					
昭和59 年4 月～昭和60 年3 月	¥6,220		¥400					
昭和60 年4 月～昭和61 年3 月	¥6,740		¥400					
昭和61 年4 月～昭和62 年3 月	¥7,100		¥400					
昭和62 年4 月～昭和63 年3 月	¥7,400		¥400					
昭和63 年4 月～平成 元年3 月	¥7,700		¥400					
平成 元 年4 月～平成 2 年3 月	¥8,000		¥400					
平成 2 年4 月～平成 3 年3 月	¥8,400		¥400					
平成 3 年4 月～平成 4 年3 月	¥9,000		¥400					
平成 4 年4 月～平成 5 年3 月	¥9,700		¥400					
平成 5 年4 月～平成 6 年3 月	¥10,500		¥400					
平成 6 年4 月～平成 7 年3 月	¥11,100		¥400					
平成 7 年4 月～平成 8 年3 月	¥11,700		¥400					
平成 8 年4 月～平成 9 年3 月	¥12,300		¥400					
平成 9 年4 月～平成 10 年3 月	¥12,800		¥400					
平成 10 年4 月～平成 11 年3 月	¥13,300		¥400					
平成 11 年4 月～平成 12 年3 月			¥400					
平成 12 年4 月～平成 13 年3 月			¥400					
平成 13 年4 月～平成 14 年3 月			¥400					
平成 14 年4 月～平成 15 年3 月			¥400					
平成 15 年4 月～平成 16 年3 月			¥400					
平成 16 年4 月～平成 17 年3 月			¥400					
平成 17 年4 月～平成 18 年3 月	¥13,580	¥400	¥6,650					
平成 18 年4 月～平成 19 年3 月	¥13,860	¥400	¥6,930				¥3,470	¥10,400
平成 19 年4 月～平成 20 年3 月	¥14,100	¥400	¥7,050				¥3,530	¥10,580
平成 20 年4 月～平成 21 年3 月	¥14,410	¥400	¥7,210	¥3,600	¥10,810			
平成 21 年4 月～平成 22 年3 月	¥14,660	¥400	¥7,330	¥3,670	¥11,000			
平成 22 年4 月～平成 23 年3 月	¥15,100	¥400	¥7,550	¥3,780	¥11,330			
平成 23 年4 月～平成 24 年3 月	¥15,020	¥400	¥7,510	¥3,760	¥11,270			
平成 24 年4 月～平成 25 年3 月	¥14,980	¥400	¥7,490	¥3,750	¥11,240			
平成 25 年4 月～平成 26 年3 月	¥15,040	¥400	¥7,520	¥3,760	¥11,280			
平成 26 年4 月～平成 27 年3 月	¥15,250	¥400	¥7,630	¥3,810	¥11,440			
平成 27 年4 月～平成 28 年3 月	¥15,590	¥400	¥7,800	¥3,900	¥11,690			

# 国民年金保険料免除・納付猶予制度等の概要

○ 国民年金保険料の申請免除制度は、保険料を納付することが経済的に困難な第1号被保険者の年金権確保のために、被保険者からの申請に基づいて、厚生労働大臣が承認したときに、保険料の納付義務を免除する仕組みである。

○ 申請免除の種類

① 申請免除(学生以外)

- ☆本人、世帯主、配偶者の所得に応じて免除を行う。
- ☆年齢制限なし。
- ☆老齢年金給付の際に国庫負担分の年金が受けられる。
- (一部免除の場合、免除されなかった残余の保険料を納付したときに限る。)
- ☆A欄の金額以下 → 全額免除
- ☆B欄の金額以下 → 4分の3免除
- ☆C欄の金額以下 → 半額免除
- ☆D欄の金額以下 → 4分の1免除

② 学生納付特例制度

- ☆本人の所得のみに応じて納付を猶予する。
- ☆老齢年金給付への反映なし。
- ☆C欄の金額以下の者

③ 若年者納付猶予

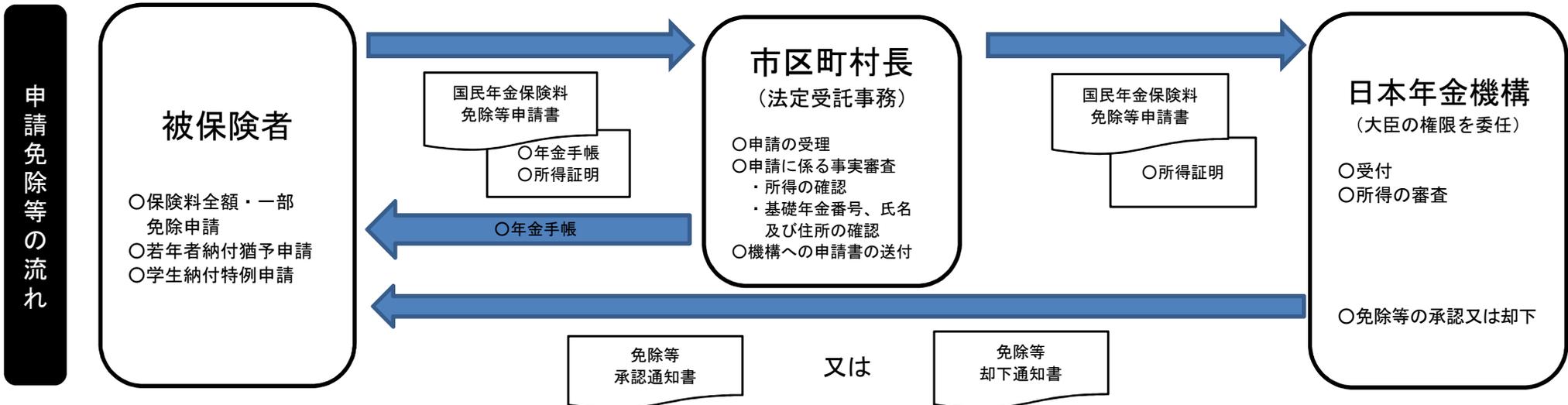
- ☆本人・配偶者の所得に応じて納付を猶予する。
- ☆30歳未満限定。
- ☆老齢年金給付への反映なし。
- ☆平成17年4月から平成37年6月までの時限措置
- ☆A欄の金額以下の者

平成27年度の所得基準(めやす)

世帯構成	全額免除 若年者猶予	3/4免除	半額免除 学生特例	1/4免除
4人世帯(夫婦+子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※B欄からD欄の金額は基準額の目安であり、控除額により変動する。  
 ※所得額だけではなく天災や失業による特例がある。

○ 法定免除 障害基礎年金の受給者、生活保護法による生活扶助を受ける者等は、保険料(全額)の納付が申請に基づかずに免除される。



## 国民年金保険料の学生納付特例制度の概要

### 学生納付特例制度

- 大学（大学院）、短大、高校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程に限る。）等に在学する20歳以上の学生であって、配偶者及び世帯主（親など）の所得にかかわらず、本人の所得が一定額以下の場合については、学生時代に保険料の納付を要せず、社会人になってから保険料を納付できる仕組み。（平成12年4月～）
- 10年間は保険料を追納できる。
- 学生納付特例期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入される。納付特例申請後の事故に対しては、直近1年間に未納がなければ障害基礎年金・遺族基礎年金（子がいる場合）が支給される。
- 追納が行われない場合は、老齢基礎年金の年金額の計算には反映されない。
- 学生納付特例事務法人（在学している教育施設に設置されている場合）へ申請を委託することも可能。

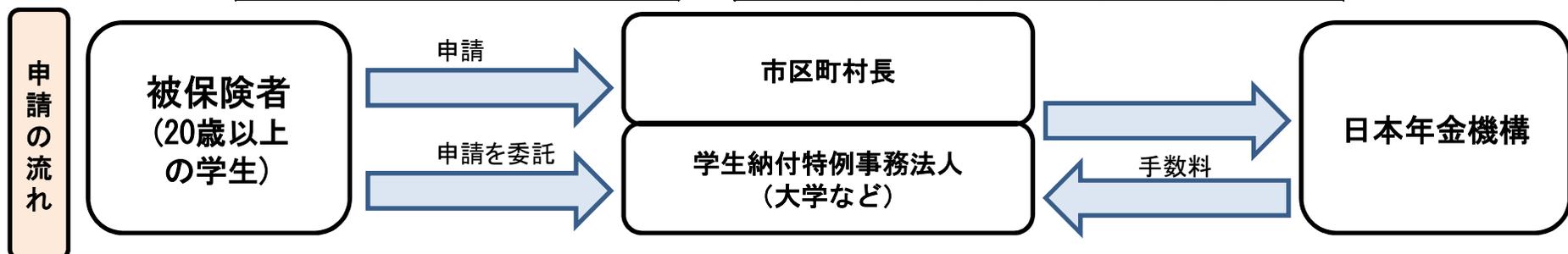
#### ◆平成27年度の所得基準（めやす）

単身世帯の場合 141万円

#### ◆学生納付特例の適用者数（平成26年度）

約178万人

〔参考：学生の第1号被保険者数 約251万人  
（平成23年国民年金被保険者実態調査（厚生労働省）より。  
岩手県、宮城県及び福島県を除く。）〕



## 免除・納付猶予制度の利用状況(推移)

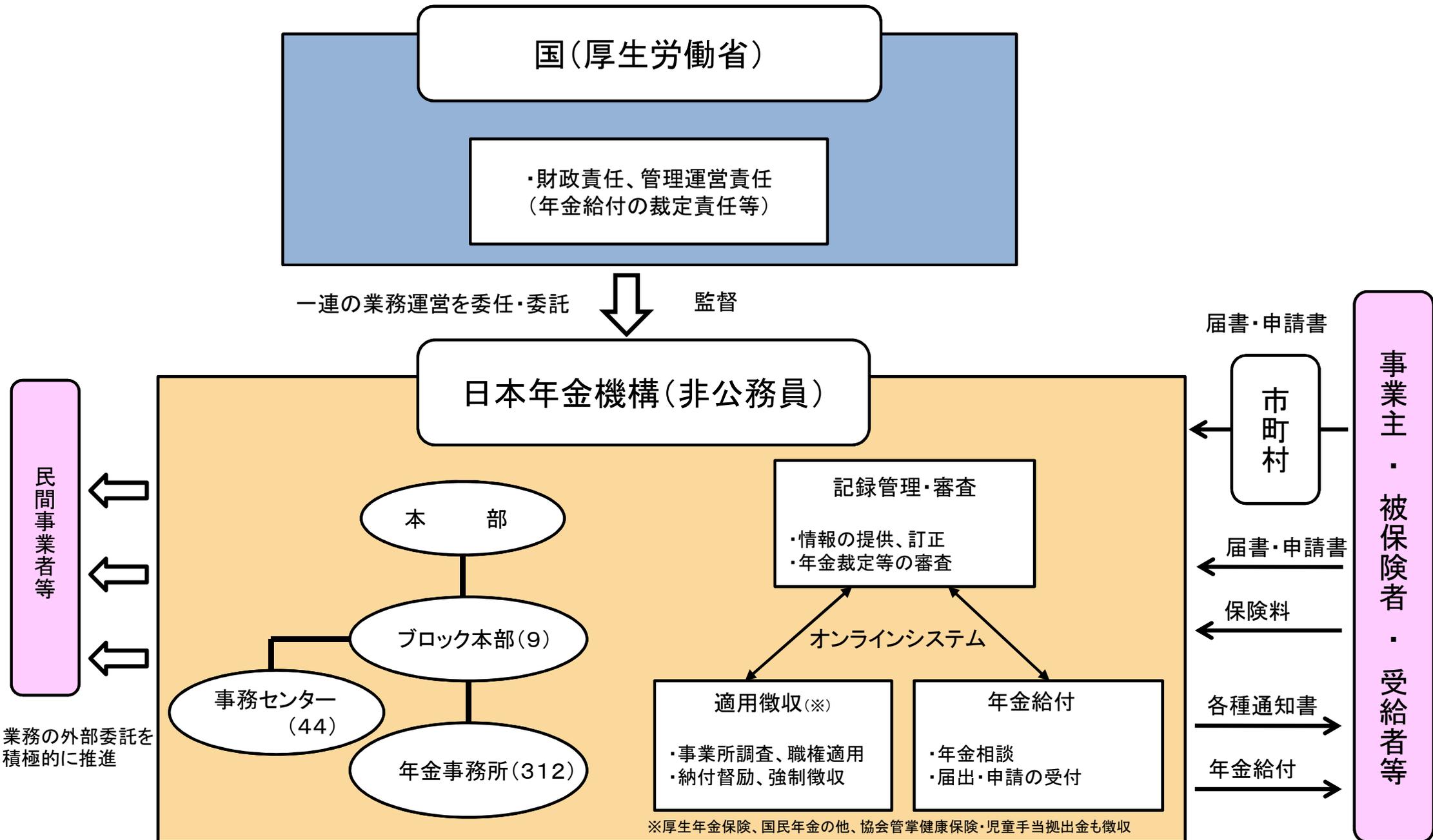
(年度末現在、単位:万人)

	第1号被 保険者(任 意加入含 む)	第1号被保険者									任意加入 被保険者 (※)	
		(再掲)	全額免除者				(再掲) 一部免除者					
			法定 免除者	申請 全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付 猶予者	申請3/4 免除者	申請半額 免除者	申請1/4 免除者			
21年度	1,985	1,951	535	120	215	163	37	47	25	16	7	34
22年度	1,938	1,904	551	126	221	166	38	44	24	14	6	34
23年度	1,904	1,872	568	131	230	169	39	46	25	14	6	33
24年度	1,864	1,834	587	134	239	172	42	48	26	15	7	29
25年度	1,805	1,779	606	134	249	176	46	59	30	19	9	27

※ 任意加入被保険者とは以下に掲げる者である。

- ① 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者
- ② 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者
- ③ 日本国籍があつて外国に居住している20歳以上65歳未満の者
- ④ 昭和41年4月1日以前生まれであつて、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない70歳未満の者

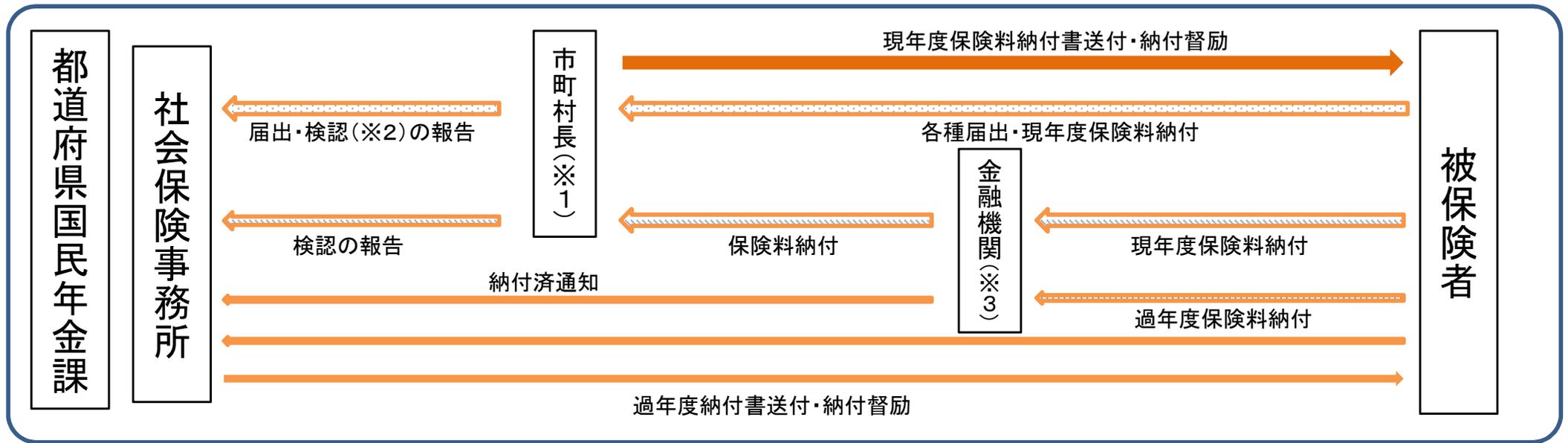
# 年金業務の実施体制



(注)年金事務所数等については、平成27年6月時点の数

# 国民年金適用・徴収に関する事務処理の内容

○ 平成14年3月31日まで(地方分権一括法施行前)



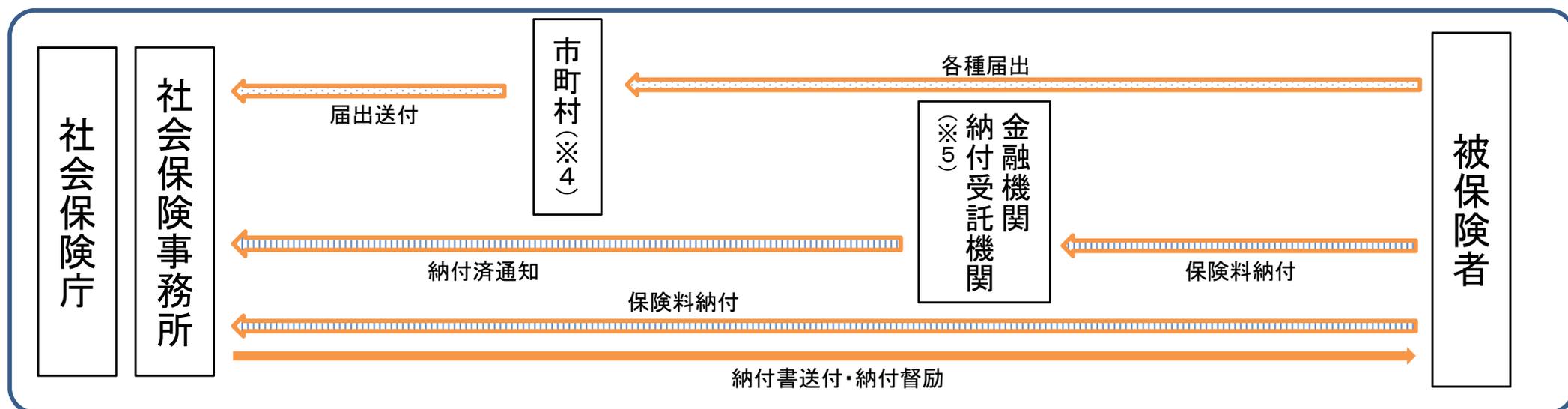
※1 地方分権一括法施行前に、市町村において機関委任事務として実施されていた国民年金適用・徴収に関する主な事務は以下のとおり。

- ・ 被保険者からの各種届出(資格の得喪、種別変更、氏名住所変更、任意加入及び喪失等)の受理、届出に係る事実の審査及び都道府県知事への報告
- ・ 被保険者への年金手帳の交付
- ・ 国民年金印紙の検認
- ・ 被保険者からの保険料免除申請の受理、申請に係る事実の審査及び都道府県知事への報告
- ・ 付加保険料納付の申出、辞退の申出、非該当の届出の受理、申出等に係る事実の審査及び都道府県知事への報告 等

※2 現年度保険料の納付方法は、原則として国民年金印紙を被保険者が購入し、その印紙を国民年金手帳に貼り付け、住所地の市区町村長の検認を受ける方法が採られていた。「検認」とは、市区町村長が国民年金手帳の所定欄に貼付された国民年金印紙を消印することにより保険料の納付を確認する行為。

※3 住所地市町村の指定金融機関のみ

○ 平成14年4月1日から(地方分権一括法施行後)



※4 地方分権一括法施行後に、市町村において法定受託事務又は協力連携事務として実施されている国民年金適用・徴収に関する主な事務は以下のとおり。

[法定受託事務](国民年金法の規定に基づき市町村が処理することとされている事務)

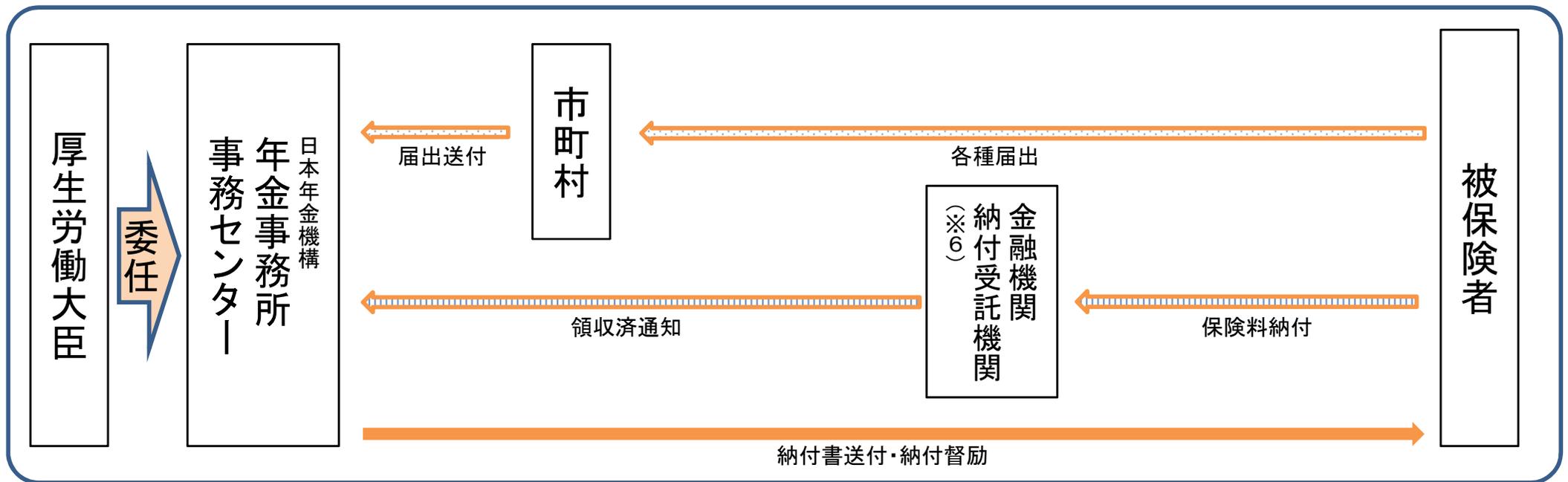
- ・ 被保険者からの各種届出(資格の得喪、種別変更、氏名住所変更、任意加入及び喪失等)の受理、届出に係る事実の審査及び報告
- ・ 被保険者への年金手帳再交付申請の受理及び報告
- ・ 被保険者からの保険料免除等申請の受理、申請に係る事実の審査及び報告
- ・ 付加保険料納付の申出、辞退の申出、非該当の届出の受理、申出等に係る事実の審査及び報告 等

[協力連携事務](法定受託事務に付随する事務や相談など、国と市町村(任意)の協力、連携のもとに実施されている事務)

- ・ 口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進
- ・ 市町村において行われる業務や年金制度の周知・広報・相談 等

※5 国庫金を収納することができる歳入代理店のほか、国民年金法に基づき、納付受託者として指定された各種金融機関(信用金庫、信用組合、農協等)でも納付が可能となっている。

○ 平成22年1月1日から(日本年金機構発足後)



※6 国庫金を収納することができる歳入代理店のほか、国民年金法に基づき、納付受託者として指定された各種金融機関(信用金庫、信用組合、農協等)でも納付が可能となっている。  
 また、このほか、保険料納付が可能な手段として、コンビニエンスストアでの納付(H16.2~)や、クレジットカードでの納付(H20.2~)がある。

※7 図に示された機関以外にも「街角の年金相談センター」や「市場化テスト事業者」が行っている業務がある。

街角の年金相談センターとは、日本年金機構が社会保険労務士会連合会へ委託し、都道府県社労士会及び会員の社労士の協力を得て運営している相談所。個人の年金給付に関する請求や各種変更手続きも可能。

市場化テスト事業者とは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて、市場化テスト事業として民間事業者以下のような業務を委託しているもの。

- ・ 滞納者に対する電話や文書、戸別訪問による国民年金保険料の納付案内・勧奨業務
- ・ 滞納者に対する電話や文書、戸別訪問による国民年金保険料の免除等申請手続きの勧奨
- ・ 戸別訪問による保険料の収納業務

# 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105、国令1の2】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5、改正法附則(平6)11①⑤・(平16)23、国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国法10、国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則(平16)19、国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2、国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16、国令1の2】
8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【国法105、国令1の2】

注) 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿(戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

# (参考)国民年金事務に関する役割分担の見直し

地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日 地方分権推進委員会）を踏まえ、地方分権推進一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号））により整理されたもの。

	適用関係			保険料徴収関係		記録管理関係		年金給付関係			
	1号の届書の受理	3号の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料			1号期間のみ有する者の裁定請求	3号期間を有する者の裁定請求	年金証書交付	年金支払
～H12.3.31 (市町村の事務は機関委任事務)	市町村	市町村	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	市町村	社会保険庁
H12.4.1 ～H14.3.31 (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	社会保険事務所	社会保険庁
H14.4.1～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁 (国民年金原簿)		市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁
H22.1.1※～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	年金事務所	事務センター	年金事務所	年金事務所	日本年金機構 (国民年金原簿)		市町村	年金事務所	事務センター	日本年金機構

※平成22年1月1日以降、社会保険庁及び社会保険事務所は、日本年金機構に移行。

# 市町村との協力・連携

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

## 協力・連携の状況（平成25年度）

1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	
(1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	（1, 735市町村）
(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	（1, 519市町村）
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	（1, 603市町村）
3 市町村において行われる相談業務	（1, 725市町村）
4 各種情報提供	
(1) 所得情報の提供（紙）	（307市町村）
(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	（1, 610市町村）
(3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）	（851市町村）
(4) 電話番号の情報提供	（1, 060市町村）
(5) その他の情報提供	（1, 253市町村）
(6) 法定受託事務以外の申請書等回付	（1, 223市町村）
(7) 情報提供に必要なシステム開発	（23市町村）
5 障害者手帳交付者への障害年金周知	（—市町村）
6 その他地域の実情を踏まえた協力	
(1) 申請免除該当者への案内状送付	（41市町村）
(2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	（107市町村）
(3) ねんきんネットの情報の提供	（573市町村）
(4) ねんきんネットの導入	（256市町村）

※ （ ）内は、1, 741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数

# 国民年金保険料の納付方法・納付場所

## 【窓口納付】

〈日本銀行本店〉

◎ 支店、代理店、歳入代理店

(全国の銀行、信用金庫の本店または支店、郵便局(簡易郵便局を含む))

〈納付受託機関〉(平成14年4月開始)

◎ 農業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合  
の本所または支所

◎ 信用組合の本店または支店

◎ 労働金庫の本店または支店

◎ 信用金庫(日本銀行の歳入代理店業務を行わないもの)の本店または支店

◎ コンビニエンスストア(平成16年2月開始)

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、山崎製パン(デイリーヤマザキ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ・ニューヤマザキデイリーストア)、セイコーマート、ポプラグループ(ポプラ・生活彩家・くらしハウス・スリーエイト)、コミュニティ・ストア、スリーエフ、ココストア、セーブオン、ミニストップ

◎ 株式会社しんきん情報サービス(平成25年11月開始)

NEWDAYS、ドラッグセイムス、ツルハドラッグ(東北地区)、くすりの福太郎、スマイルドラッグ、ドラッグバイゴー、アメリカンドラッグ、ベルマート、病院内売店 など全国約2,100店舗

※ 「MMK設置店」の表示のある店舗で納めることが可能。(MMK:Multimedia kiosk)

## 【口座振替】

・金融機関、郵便局での口座振替

(平成14年4月開始)

## 【指定代理納付】

・各種クレジットカード払い

(平成20年2月開始)

## 【電子納付】

・Pay-easy(ペイジー)対応のATM  
・インターネットバンキング など

(平成16年4月開始)